

技 第 4 5 号
建 不 第 7 0 号
令 和 2 年 4 月 9 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について (通知)

令和2年4月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間を5月6日までの29日間、実施すべき区域として本県を含む7都府県を指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、本県の措置の内容は別添1のとおりとすることとしました。

このような中、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から令和2年4月8日付け国土入企第6号で別添2の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」が通知されました。

県においては、別添3のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におきましてもご理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116